

## 台湾競争法の組織と手続

顔 廷 棟

### 目 次

- I はじめに
- II 公平委の組織・権限
- III 執行手続
- IV 結び—今後の課題

### I はじめに

台湾競争法（正式名称「公平交易法」）は、台湾における経済運営の基本法として1991年に可決され、翌年の2月4日に施行された。同法は、1999年2月と2002年2月の二度にわたって大幅な改正が行われ、それらの改正は、いずれも強化改正であった。その上、2002年1月1日にWTO（世界貿易機関）へ加盟した台湾は、経済のグローバル化や市場開放の要請などの新たな局面を迎えてきて、同法が果たすべき役割に対する関心が高まっている。

近年、貿易・投資の自由化が急速に進展している東アジア地域においては、その自由化の効果の最大化を図るため、各国市場におけるカルテルや市場支配的地位の濫用等の反競争的行為に対する規制の必要性が一層高まっている。そこで、競争法を強力に運用するためには、各国の競争法制において、独立・専門的な執行機関による厳格かつ適切な法の運用が期待できるような組織・手続を用意することが格別に重要なものとなっている。

このような状況の下で、台湾は東アジア諸国の一員として、その競争法の執行・運用体制は十分なものと評価できるかとの検討すべき課題がある

と考えられる。このため、本稿では、公平交易法の組織と手続を概観するとともに問題点を指摘し、併せて台湾競争当局が抱える今後の課題について考察することとしたい。

## II 公公平委の組織・権限

### 1. 組織

公平交易法の目的は、「取引における秩序を維持し、消費者の利益を保護し、公正な競争を確保することにより、国民経済の安定及び繁栄の促進を図ることを目的とする」(法1条)と規定されている。このような立法目的を達成するために、行政院（日本の内閣府に相当）の直属機関として、同法の執行機関である公平交易委員会（以下「公平委」という。）が置かれ（法29条）、公平委には、その事務を処理するための事務局が置かれている（図1参照）。

公平委は、9人の委員（うち委員長1、副委員長1）からなる合議制の行政機関であり、委員は、法律、経済、財政、税務、企業会計・経営等の分野の学識経験者のうちから、行政院長（日本の内閣総理大臣に相当）の求めにより総統が任命することになっている。委員の任期は3年であり、再任が可能とされている（公平委組織条例11条1項、12条）。

委員会の議事は、委員長が主宰し、過半数の委員の出席及び出席者の過半数をもって議決する（同条例15条）。議決の合議は、これを公開しない。ただし、議事の記録として秘密を保護する必要がない認めるときは、この限りでない（同条例15条の1）。

事務局には、5処と5室が置かれ、216人の職員（2008年12月末現在）を置くことになっている<sup>1</sup>。

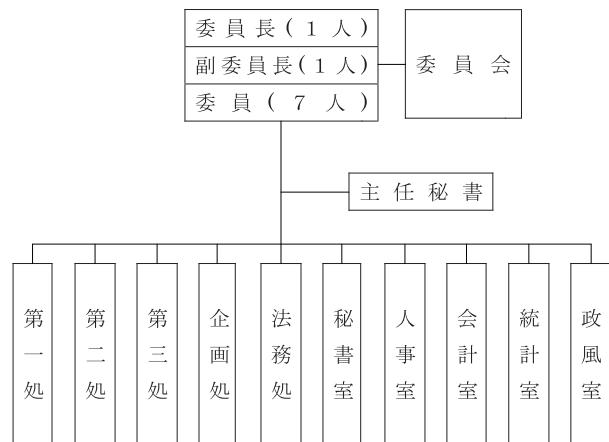
事務局の主な業務分担は以下のとおりである（同条例4条～10条）。

- ① 第一処 独占的地位の濫用、企業結合、カルテル、再販売価格維持行為その他の自由競争阻害行為の調査に関する事（農林水産業、商業、運輸業、倉庫保管業、電気通信業、金融業、保険業、不動産業等の分野）

<sup>1</sup> 公平委ホームページ (<http://www.ftc.gov.tw/internet/main/doc/docList.aspx?uid=7>) の統計資料参照。

- ② 第二処 同上（鉱業、採石業、製造業、電力・ガス・水道、建設業等の分野）
- ③ 第三処 不当表示、標識の模造詐称、営業信用の悪意中傷、マルチ商法、欺瞞的・明白に不公正な行為の調査に関する事
- ④ 企画処 競争政策の企画・情報収集、政策法令の広報、研修活動の開催に関する事
- ⑤ 法務処 所管法令の制定・改正、競争法制の研究案、行政制裁金（過料）の徴収、刑事手続への移行に関する事
- ⑥ 政風室 委員会職員の職務上不正な行為の防止に関する事

図1 公公平委の組織図



（公平交易委員会「公平交易統計年報 2006年版」2頁より作成）

### 2. 権限

- 公平委の管掌事項は以下のとおりである（法25条）。
- ① 公正取引に関する政策及び関係法規の提案に関する事
  - ② 公平交易法が規定する公正取引の審議に関する事
  - ③ 事業者の活動及び経済状況の調査に関する事
  - ④ 公平交易法に違反する事案の調査及び処分に関する事
  - ⑤ その他公正取引に関する事

このような公平委に付与されている権限に関して、その実質的内容につ

いて考察すると、公平委は、①の権限により事件の処理手続等の規則を制定する準立法的権限を有しているが、④の違反事件の調査・処分の権限には、裁判に準ずる手続、いわゆる準司法的権限があるということはできない。というのは、公平交易法の行政手続は、日本独禁法のような行政審判という対審構造（三面構造）を設げず、調査から行政処分に至るまで、行政庁と私人とが直接対峙する二面構造を探るからである。

なお、公平交易法において、委員の職権行使の独立性を確保するために、定員の半数を超えて同一政党に属する者を委員に任命すること、また委員が政治運動に関与することは、いずれも禁止されている（同条例11条3項、13条）。

### 3. 問題点

競争法の運用機関として、台湾、日本及び韓国は、いずれも行政委員会の組織を探っている。その構成は、台韓ともに、委員長、副委員長、その他の委員7名の計9名から成っている<sup>2</sup>。しかし、韓国では、事案の内容に応じて、その委員会の会議を、全員会議及び小会議の2種類に分けているのに対して（韓国法37条の2、37条の3）、台湾では、すべての事案の審議が、公平委の全員会議で行われなければならない。このような台湾の法制は、事案議決の慎重を図るものであるが、その反面、行政処理の効率化を損なうおそれがあると考えられる。

行政委員会の最大の特色は、委員会に職権行使の独立性が認められることがある。日本の公正取引委員会は、独立して職務を行うこと（日本法28条）とされているが<sup>3</sup>、その委員長・委員の任命に国会の同意を要すること（同法29条2項）として、国会との関係は、通常の行政機関に比し、より直接性を帯びることとされている<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> 韓国競争法の組織と手続については、中山武憲『韓国独占禁止法の研究』（信山社・2001年）324-334頁参照。

<sup>3</sup> 日本公正取引委員会の独立性については、平林英勝「公正取引委員会の職権行使の独立性について—事例の検討と法的分析」筑波ロー・ジャーナル3号67-97頁参照。

<sup>4</sup> 日本公正取引委員会の組織と権限については、鈴木孝之「独占禁止法エンフォースメント」『独占禁止法』（弘文堂・2004年）393-396頁参照。

しかし、公平委の人事について、上記の専門性及び独立性の確保に係る規定があるにもかかわらず、実際には、その委員長・副委員長・委員の任命は、立法院（日本の国会に相当）の同意を得る必要はないから、任命権者が自らの政治的目的を実現するために行われた政治的任命の疑いがある事実もみられた<sup>5</sup>。加えて、与野党的対立が激しい台湾の立法院において、政治的党派が予算編成の牽制によって公平委の職権行使に介入することも可能である。このように、台湾では、公平委の専門性や独立性が本当に貫かれているかが懸念されている。

## III 執行手続

### 1. 概説

公平交易法において実体的規制は、大きく二つの類型に分かれる<sup>6</sup>。一つは、競争制限行為を規制するために、カルテルの禁止と適用除外（7条、14条）、独占的地位の濫用禁止（10条）、企業結合の事前届出制（6条、11条）が設けられているものである。もう一つは、不公正競争行為を規制するために、再販売価格維持（18条）、自由競争・公正競争阻害（19条）、他人の商品又はサービス標識の模造詐称（20条）、不当表示（21条）、営業信用の悪意中傷（22条）、マルチ商法（23条～23条の4）、欺瞞的・明白に不公正な行為（24条）等が禁止されている。

上記の実体的規制の実効性を確保するために、公平交易法においては、行政的執行、民事的執行及び刑事的執行等の手続規制が設けられている。行政手続は、公平委の主な執行手段として、その中には、違反事件、行政和解、企業結合、カルテルの適用除外及び不服申立等に対応する処理手続が含まれている。また、民事手続と刑事手続は、いずれも補完的な執行手段として、被害者の民事救済、違反者の刑事罰を付与する手続である。

<sup>5</sup> 台湾において、これまで委員長・副委員長・委員の人事について、官僚や大学の教授又は退職した立法院議員などの出身者が任命されたが、その任命は常に不透明であると批判されている。

<sup>6</sup> 公平交易法の実体的規制については、拙稿「台湾の競争法と法運用」公正取引678号〔特集 アジアの競争法・競争政策の現状〕21-26頁に詳しい。

## 2. 行政手続

### (1) 違反事件処理手続

#### ア 事件の端緒

公平委が公平交易法に違反する行為について、調査手続を開始するのは、一般人からの申告（検挙と呼ばれる。）及び公平委自身による職権探知が端緒となる（法26条）。2007年度で事件の端緒となった件数は、一般人による申告の事件が1,213件、公平委による職権探知の事件が173件あるという状況である<sup>7</sup>。

実務上、一般人からの申告については、口頭でも書面（ファクシミリ送信、電子メールでも可能）でも構わないとされている。また、その申告が、具体的な事実を示しているものである場合には、公平委は、当該申告に係る事件の処理結果を申告者に通知しなければならない（同法施行令30条）。しかし、公平交易法は、申告者が公平委に適切な措置を探ることを要求する具体的な請求権を付与するものではない。

#### イ 調査権限

公平委の調査は端緒によって開始され、以下の手続を探ることができる（法27条1項）。

- ① 当事者及び事件関係者に対して出頭して意見の陳述をするよう通知すること
- ② 関係機関、団体、事業者又は個人に通知し、会計帳簿、文書及びその他の必要な情報又は証拠物件を提出させること
- ③ 関係団体又は事業者の事務所、営業所又はその他の場所に職員を派遣して必要な調査を行わせること

なお、以上の調査権限を執行する職員は、その権限を示す証明書を関係人に提示しなければならない（法27条2項）。

当該調査対象者が期限内に正当な理由なしに調査を拒否する場合は、2万台湾元以上25万台湾元以下（約6万円以上75万円以下に相当）の過料に処するとの罰則が設けられている<sup>8</sup>（法43条）。台湾では2007年12月まで、

<sup>7</sup> 公平交易委員会「公平交易統計年報2007年版」84頁。

<sup>8</sup> 当該調査対象者がさらに通知を受けた後も正当な理由なしに引き続き拒否する場合は、各拒否ごとに5万台湾元以上50万台湾元以下の過料に処することも可能。

調査拒否による罰則が適用された件数は、計19件となっている<sup>9</sup>。

このような公平委の調査権限は、罰則の制裁のもとで、間接的に調査への協力を強制しているものであるが、相手方に直接強制することは認められていないものである。

#### ウ 資料・証拠物件の閲覧要求等

当事者及び利害関係者は、公平委の調査中に、事件に関連する資料・証拠物件の閲覧又は複写を求めることができる。利害関係者とは、違反行為の被害者である取引の相手方及び競争事業者をいうとされている（資料閲覧規則2条）。

この場合において、以下に掲げる状況を除き、当事者及び利害関係者は27条に基づいて押収された資料・証拠物件の閲覧又は複写を行うことができる（法27条の1、資料閲覧規則3条）。

- ① 行政決定若しくは事案の準備のための作業文書
- ② 法若しくは規則で保障される国家防衛、軍事、外交並びにその他秘密文書
- ③ 法若しくは規則で保障される個人情報、企業秘密等を含む文書
- ④ 第三者の権益を侵害するおそれがある場合
- ⑤ 社会秩序、公的安全若しくはその他社会的利益を維持するための公的義務を実行するのに障害となる場合

#### エ 口頭弁論又は聴聞の開催

公平委は、重大かつ複雑な事件について、調査手続によって十分な証拠入手することができない場合には、口頭弁論又は聴聞を行うことができる（口頭弁論規則1条、聴聞規則4条）。ただし、公平委が現在まで、口頭弁論、聴聞を行った事例は、1件ずつという状況にあり<sup>10</sup>、その運用が極めて例外的である。

このような口頭弁論又は聴聞の開催は、申告者と被申告者の双方に弁論の機会を与える（口頭弁論規則3条）、又は当事者及び利害関係者に意見陳述の機会を与えるためのものであり（聴聞規則14条）、いずれも対審構造型

<sup>9</sup> 公平交易委員会「公平交易統計年報2007年版」93頁。

<sup>10</sup> 口頭弁論の開催例として、1999年2月3日・特許権の濫用による明白に不公正な行為事件。公聴会の開催例として、2005年10月17日・セメント国際カルテル事件。

の手続を採るものではない。

#### オ 委員会の議決

違反事件の調査が終了すると、事務局は、事件の端緒、調査経過、事実の概要、関係法条や処理の意見を明らかにした審議案を作成し、委員会に提出することになる（会議規則4条、12条）。委員会は、合議により、その処理を決定する。

委員会の議決には、①事務局に調査すべき点を指示して調査手続の再開を命じるもの、②違反行為がなかったことを明らかにするもの（いわゆる「不問処分」）、③他の法律により規制されるべき行為として、審査を継続する実益がなくなり、「打切り」とするもの（いわゆる「中止審査」）、④違反行為の疑いがあるものの、確証が得られず、未然防止の観点から「警告」（日本独禁法上の「注意」に相当）を発するもの、⑤違反行為が認められ、過料の納付及び排除措置を命じるもの<sup>11</sup>（いわゆる「処分」）がある。

公平委が2007年度に処理した違反被疑事件の件数は、1,304件である。その内訳は、処分112件（8.59%）、不問処分342件（26.23%）、警告2件（0.15%）、中止審査762件（58.44%）となっている（表1参照）。

表1 2007年度公平委の違反被疑事件の処理状況

処理件数	処理状況				次年度への繰越し
	処分	不問処分	警告	中止審査	
計1,304 (100%)	112 (8.59%)	342 (26.23%)	2 (0.15%)	762 (58.44%)	320

（注）公平交易委員会「公平交易統計年報2007年版」12頁より作成。1,304件のうち、86件（6.52%）の違反被疑事件には、複数の違反行為が含まれている。

<sup>11</sup> 公平交易法41条において、公平委は、この法律に違反した事業者に対し、一定の期限を付して当該行為の停止、是正又は必要な更正措置を命ずることができるほか、5万台湾元以上2,500万台湾元以下の過料に処することができる。その命令にもかかわらず、事業者が違反行為の停止、是正又は必要な更正措置をしない場合は、公平委は当該命令を継続させることができ、かつそれに加えて違反事業者に対して違反行為を停止、是正又は必要な更正措置をするまでの間の各違反ごとに10万台湾元以上5,000万台湾元以下の過料に処することができると定められている。

#### (2) 行政和解手続

行政和解とは、行政処分の拠り所となる事実や法律関係について、公平委が調査手続を経ても明確にならない場合に、行政目的の達成や紛争解決のため、行政処分の代わりに申告された事業者と和解交渉を行い、行政和解契約を締結するというものである（行政手続法136条、行政和解規則2条）。

今まで公平委において行われた行政和解事例は、5件となっている。そのうち、最も注目されたのは、台湾マイクロソフト行政和解事件である<sup>12</sup>。

#### ア 事実の概要

台湾マイクロソフト社（以下「台湾MS社」という。）は、台湾のコンピューター・ソフトウェア市場において圧倒的シェアを有し、独占的地位を有することが認められている。2001年、同社がウインドウズXPのソフトウェア製品を7,790台湾元（約31,160円に相当）の価格で発売した。このような製品の価格に対して、台湾の数多くの消費者は、これを日本（23,200円）や米国（199ドル）の外国での同じ製品の価格と比較して、同社の製品は過剰な高価格設定となっている旨指摘した上で、公平委に同社の行為は独占的地位による価格濫用行為に該当する（法10条2号）と申告した。

#### イ 行政和解の経過

公平委は、本件の申告を受理した後、事実の調査中に、その事実関係の不明確さを解明するための過大な時間・費用の行政支出を避けることを勘案して、台湾MS社による行政和解の交渉の申込みを認め、本件の行政和解の交渉を開始した。その後、12回の秘密的協議にわたって、最終の行政和解案は成立に達した<sup>13</sup>。その行政和解案には、①ソフトウェア製品について台湾MS社は、不当な価格決定、抱き合わせ販売又は再販価格の維持等の行為をしてはならない、②同社は、政府機関及び企業に向けたソース・コード公開プログラムについて、本格かつ積極的に対応する、③公平委は、同社が行政和解案の基本的目的に実質的に達しないと認めたときは、その行政和解契約を解除することができるとの主要な契約条項が含まれる。

<sup>12</sup> 本件の行政和解については、拙稿「台湾マイクロソフト事件」国際商事法務31巻3号333-337頁に詳しい。

<sup>13</sup> 2003年2月27日第590回委員会決議。

ている。

### (3) 企業結合事件処理手続

企業結合に対する規制の仕方は、ビジネスチャンスを損なわないため、2002年の法改正により、事前申告許可制から事前届出異議制になった。すなわち、現行法11条1項により、公平委が企業結合の届出を受理して30日以内（さらに30日の延長も可）に異議を発しなければ、当該企業結合は認可されたものとみなされる。

ただし、「親子会社・兄弟会社間の合併」、「100%出資による分社化のための営業等の譲受」、又は「会社が自社の株式を取り戻すことによって他の株主の議決権保有率が3分の1超」の企業結合は、いずれも規制の対象となないとされる（法11条の1）。

企業結合の審査基準については、当該企業結合による競争制限の不利益とこれによる国民経済に対する利益を比較衡量し、後者が上回る場合にはこれを許容するとされている（12条1項）。企業結合の処理状況について、1992年の法施行時から2007年12月末までに申告・届出のあった6,337件の企業結合のうち、認可された件数は、計6,082件である（表2参照）。このように、企業結合のうち、競争法上問題があるとして措置のとられた事件の件数・比率（255件、申告・届出件数全体の4%）は、かなり少ないものとみられる。それは、台湾企業の小規模性を改善するため、競争政策より産業構造の一層の高度化を求めることが重視されたからであると考えられる。

表2 企業結合の処理状況

結合手段別	合 併	株式取得	営業譲受	共同経営	営業・人事の支配	計
件数	115	292	156	40	5,583	6,082
比率(%)	1.9	4.8	2.6	0.7	92.0	100

（注）公平交易委員会「公平交易統計年報2007年版」81頁より作成。1件の企業結合

申告・届出に2以上の結合手段が含まれる場合がある。

### (4) カルテルの適用除外処理手続

公平交易法14条1項においては、カルテルを禁止するとともに、同項ただし書で適用除外カルテル制度が設けられている。この制度により、適用

除外の対象となるカルテルは、いずれも国民経済に有益でありかつ公共の利益にかなうとされて認可されている。公平委は、その適用除外の届出を受理した日から3か月内に認可するか否かの決定をしなければならない。

一方、公平委は、適用除外カルテルを認可するにあたっては、条件、制限又は負担を課すことができる。その認可は、3年を超えることができず、延長する場合も同様である（法15条）。また、認可をした後、その理由が消滅したり、経済情勢の変化があった場合等においては、認可の取消し、変更等を行い得ることとされている（法16条）。

適用除外カルテルの処理状況は、2007年12月現在、計14件のカルテルが認可されている状況にある。そのうち、6件の統一化カルテルは、国内航空券及び乗船券業務等の統合が3件、ノートパソコン部品規格の統一化が1件、金融ICカード業務等の統合が1件、政府調達物資の共同輸入が1件となっており、1件の共同研究開発は電気接続装置のものであり、7件の輸入カルテルは、ほとんど小麦等穀物の共同船積み輸入のものである。（表3参照）。

表3 適用除外カルテルの処理状況

種類	規格・形式の統一化	共同研究開発	産業の合理化	輸出貿易の改善	輸入貿易の改善	不況の克服	中小企業の競争力向上	計
件数	6	1	0	0	7	0	0	14

（注）公平交易委員会「公平交易統計年報2007年版」18頁より作成。

### (5) 不服申立手続

公平委の処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から30日以内に、不服の事由を添えて、上級行政府である行政院訴願委員会に審査請求をすることができる（訴願法14条）。更に、その審査請求の裁決に対して不服があるときは、司法院に属する高等行政裁判所に取消訴訟を提起することができる（行政訴訟法4条）。

このような公平委の処分に対する不服申立手続は、一般の行政処分の救済措置と同じであり、公平委の特性に応じる特別の手続が定められていない。これに対して、日韓両国の法制では、いずれもその公正取引委員会の処分に対して直ちに行政処分取消訴訟を提起すること（日本法77条、韓国法54条）が認められているから、この点で、台湾の法制は、大きな違いを

みせている。

従来、台湾では、公平委の処分に対する不服申立の件数が多いという状況にある。例えば、2007年度においては、その不服の審査請求が154件となっている<sup>14</sup>。なぜなら、審査請求の当事者適格について、「違法又は不当な行政処分により権利又は利益の損害を受ける者」（訴願法1条）と定められているが、行政処分の名あて人がこれに該当することはいうまでもなく、名あて人以外の当該事件の申告者や違反行為の相手方が当事者適格を認定され、広範な当事者適格が認められたからである。

### 3. 民事手続

公平交易法上、公的執行（public enforcement）を補完するために、私人による損害賠償・差止請求という私的執行（private enforcement）の制度が設けられている。すなわち、同法32条では、私人に違反摘発のインセンティブを高め、懲罰的賠償のペナルティによって違反行為に対する抑止効果を図るために、米国クレイトン法4条を範として三倍額賠償訴訟が導入されてきた。なお、同法30条においては、公平委による排除措置命令との役割分担として、私人による違反行為の停止・予防を内容とする差止請求訴訟が定められている。

しかし、私的執行による証拠の収集、利益・損害額の算定及び因果関係の証明には、非常に困難が伴うから、従来、台湾の法運用は、行政的・公的執行に依存しているのが現実である。一方、これまで日韓両国の執行面をみれば、両国は、同じく民事的な規律の弱さとの問題を共通に抱えている<sup>15</sup>。この弱さの問題を克服するため、日本では、1996年の民事訴訟法改正により、「損害の性質上その額を立証することが極めて困難」であるときは、裁判所が「相当な損害額」を認定できるとする規定（248条）を新設して、私訴による独禁法違反行為の抑止機能に期待するといった方針が示された<sup>16</sup>。

<sup>14</sup> 公平交易委員会「公平交易統計年報2007年版」23頁。

<sup>15</sup> 権五乗（訳・中山武憲）「東アジア共同市場の形成と競争法の課題」稗貫俊文編著『競争法の東アジア共同市場』（日本評論社・2008年）所収22頁参照。

<sup>16</sup> 岸井大太郎ほか『経済法—独占禁止法と競争政策』（有斐閣・2008年）56頁。

### 4. 刑事手続

公平交易法の違反行為については、35条ないし38条において刑事罰の定めがある。35条1項は、独占的地位の濫用及びカルテル並びに他人の商品・サービス標識の模造詐称等の違反行為について、同条2項は、マルチ商法の違反行為について、36条は、自由競争・公正競争阻害の違反行為について、37条は、営業信用の悪意中傷の違反行為について、各々刑事罰を規定している<sup>17</sup>。また、38条においては、両罰規定が設けられている。

以上の刑事罰には、35条1項及び36条違反の犯罪成立について、いずれも公平委が排除措置命令を発した後もその違反を継続することを要件としている。なお、刑事手続について、公平交易法では、日本法や韓国法のような専属告発権限（日本法96条1項、韓国法71条1項）及び犯則調査権限（日本法101条～118条）を設げず、公平委は、ただ検事庁に違反の犯罪を告発する義務が課されている。このような状況に照らすと、公平交易法において刑事罰の活用は、現実的ではないと考えられる。

### 5. 問題点

従来、公平交易法の執行は、公平委によって行われる行政手続を中心にはじめているが、その執行・行政手続には、次の主な問題点が存在している。

まず、日韓両国の法制には多くの手続規定（日—91ヶ条・約58%、韓—22ヶ条・約20%）が置かれているのに対して、公平交易法においてわずか4ヶ条（約7%）の条文で違反事件の処理手続を規定しており、法運用の透明性や適正手続の保障の視点からみれば、それは、極めて不十分であると評価される。その上、公平交易法において違反事件処理手続は、是正勧告という事前措置を設げず、すべての違反被疑事件に対して公平委の審決により排除措置を命ずる手続を探っており、このため、1件の処理に長期間を要し、事件処理の円滑化・効率性に欠けている。

また、行政和解手続について、その和解の交渉が秘密に行われていることに対しては、手続における公正性と透明性の確保が損なわれるのではないか

<sup>17</sup> 35条の刑事罰は、3年以下の懲役、拘留若しくは1億台湾元以下の罰金又はその併科と定められている。36条と37条の刑事罰は、いずれも2年以下の懲役、拘留若しくは5,000万台湾元以下の罰金又はその併科と定められている。

いかと指摘されている。特に、台湾MS社行政和解事件のように、公平委が事件の審査機関になりつつ、当該行政和解案の当事者として和解の交渉を行うことは、その和解案の信頼性や適切性に懸念を生じさせることになりかねない。

なお、企業結合事件処理手続において、国民経済の利益と競争制限の不利益の比較衡量という審査基準が示されているものの、このような抽象的審査基準の下で、実際の判断が不透明となることが多く、公平委の意思や裁量に大きく左右されるおそれがあるとして、その審査の透明性や予測可能性に欠けていると批判されている。

以上その他、公平委の処分に対して、一般の行政機関の処分と同じ不服申立手続が採られており、これは、公平委の役割・専門性の観点から、その制度の妥当性が検討される必要がある。

#### IV 結び—今後の課題

上記の事件処理状況のとおり、公平交易法が施行されて以来、公平委の執行によって目覚しい成果がもたらされた。しかし、今後、市場のグローバリゼーションの進展に伴い、眞のプロフェッショナリズムの執行機関により公正かつ効率的な法運用が図られるためには、公平交易法の組織と手続を以下のように検討・整備していく必要があると考えられる。

第1に、公平交易法の運用に当たっては、政治的な影響を受けることなく、公平委による適切かつ中立的な法運用が要求されている。それゆえ、予算面では、予算審査を背景とする国会・政党党派による公平委の職権行使への介入を回避するため、法律で公平委にある程度の予算保障を与えること、また、人事面では、公平委の委員長・副委員長・委員の任命に関し、その候補者の専門性を基本とし、さらに政治性と専門性の適当に調和する意味での政治性を加味したかたちで行われるべきことが必要である。

第2に、現在公平委は年間1,300件程度の違反被疑事件を審決して法的措置を探っているが、このような数多くの違反被疑行為に一層効果的に対応できるよう、事件処理の効率化や違反除去の迅速化が要請されている。このため、違反の程度や競争制限の効果に即した適切な対処措置となるよう、是正勧告や同意命令（consent order）のような略式手続制度を導入する必

要がある。

第3に、公平委の独立性と専門性を保障するとともに、それぞれ分野の実態にあった類型別の指針を策定することによって公平委による裁量権の濫用の抑止が求められている。したがって、過料（行政制裁金）の課賦基準や具体的な数値等を審査基準とする企業結合ガイドラインを作成・公表することが不可欠である。一方、行政和解の交渉が秘密に行われるとしても、十分な国民的理解及びコンセンサスを得るためにには、公開事由である意思決定の基礎事実を開示し、公聴会を開いて一般の意見を求めることが必要である。

第4に、公平交易法は、公平委を中心として運用されている状況の下で、適正手続の保障を図るために、被審人に口頭弁論の機会、証拠開示の請求及び反対証拠の提出などの権利を付与するように手続規定の拡充・強化を図っていくことが重要である。また、公平委の専門性を高めた上で、現行不服申立制度を直して、公平委の処分に不服のある者が直接高等行政裁判所に取消訴訟を提起できるようにすることが必要である。

第5に、多元的な執行により公平交易法の目的をより効果的に達成するため、行政的執行と民事的執行・刑事的執行との間には適切な役割分担がなされるべきである。そこで、公平委の保有する証拠の開示、裁判所からの求意見制度（日本法84条）及び団体訴訟制度等に関する私的エンフォースメント強化策の導入を検討したり、専属告発制度や犯則調査手続に関する刑事罰の活用策の導入を検討することが望ましい。